

事務連絡
令和元年5月14日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
常務理事 船戸裕司

受動喫煙防止対策助成金等について（周知依頼）

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、国土交通省自動車局旅客課より、健康増進法の一部を改正する法律の施行にあわせて、厚生労働省より、中小企業事業主を対象とする喫煙専用室設置等のための補助金に係る情報提供がありました。

当該補助金は、今年度予算として約27億円を計上しており、来年度以降は大幅に減る可能性があるとのことです。

対象事業は今年度に工事が完了するもので、交付要綱は下記HPに掲載しております。

また、たばこ煙濃度測定器の貸与事業についても情報提供がありました。内容は下記HPに掲載しております。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対しご周知頂きますよう宜しくお願い致します。

【交付要綱等】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

【たばこ煙濃度測定器貸与事業】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049996.html>

担当：業務部 稲田・松浦

TEL：03-3216-4014

Mail：matsuura@bus.or.jp

